

# ○社団法人三郷市シルバー人材センター個人情報保護規程

(平成 19 年 10 月 29 日制定)

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規程は、社団法人三郷市シルバー人材センター(以下「センター」という。)における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）をいう。
- 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 保有個人データ センターが開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 3 条で定めるもの
  - イ 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 本人 個人情報から識別され得る個人をいう。
- 従業者 センターの指揮命令を受けてセンターの業務に従事する者をいう。

(センターの責務)

**第 3 条** センターは、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用するに当たっては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

2 センターの従業者又は従業者であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第 2 章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

**第4条** センターは、個人情報を取り扱うに当たっては、定款の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 センターは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

(利用目的による制限)

**第5条** センターは、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないものとする。

2 センターは、統合その他の事由により他のシルバー人材センター等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 第3章 個人情報の取得の制限等

(適正な取得等)

**第6条** センターは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないものとする。

2 センターは、思想、信条及び宗教に関する個人情報、並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報取得しないものとする。ただし、法令等に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務事業の目的を達成するために必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

**第7条** センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 センターは、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁式方式、磁気的方式その他の感覚によっては認識することができ

ない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。

3 センターは、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しないものとする。

- 利用目的を本人に通知し又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 利用目的を本人に通知し又は公表することによりセンターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 国の機関又は地方公共団体が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

#### 第4章 個人データの適正管理

(正確性の確保)

**第8条** センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(廃棄)

**第9条** センターは、保有個人データが不要となった場合には、第21条第1項に規定する個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により当該個人データの消去又は廃棄を行うものとする。

(安全管理措置)

**第10条** センターは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 センターは、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

**第11条** センターは、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

**第12条** センターは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- 法令等に基づく場合
  - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 センターは、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 第三者への提供を利用目的とするとき
  - 第三者に提供される個人データの項目
  - 第三者への提供の手段又は方法
  - 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 センターは、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 4 次に掲げる場合において、当該保有個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- センターが利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
  - 統合その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 センターは、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

**第13条** センターは、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- センターの名称

- すべての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から4号までを除く。）
  - 次項、次条第2項、第15条第2項又は第16条第2項又は第3項の規定による求めに応じる手続き
  - センターが行う個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先
- 2 センターは、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 センターは、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

（開示）

**第14条** センターは、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を開示請求書（様式第1号）により求められたときは、本人に対し開示決定通知書（様式第2号）により当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 他の法令等に違反することとなる場合
- 2 センターは、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し不開示決定通知書（様式第3号）により、遅滞なくその旨を通知するものとする。
- 3 法令等の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しないものとする。
- 4 保有個人データの閲覧又は写しの交付は、センターが指定する日時及び場所において行うものとする。
- 5 センターは、保有個人データの保存に支障を生ずるおそれのあるときその他合理的な理由のあるときは、当該保有個人データの写しにより閲覧の請求に応ずることができる。
- 6 第4項において、保有個人データを閲覧する者は、当該保有個人データの記録を汚損し、又は破損することがないように努め、丁寧に扱うものとする。

（訂正等）

**第15条** センターは、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」と

いう。)を訂正等請求書(様式第4号)により求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し訂正等通知書(様式第5号又は第6号)により遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(利用停止等)

**第16条** センターは、本人から当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を利用停止等請求書(様式第7号)により求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その是正をするために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 センターは、本人から当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。

- 3 センターは、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し利用停止等通知書(様式第8号又は第9号)により、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(理由の説明)

**第17条** センターは、第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対しその理由を明らかにして通知するものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

**第18条** センターは、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求め(以下「開示等の求め」という。)を受ける場合には、当該開示等の求めを行おうとする者(以下「開示等請求者」という。)に対し、次の次項を記載した書面の提出を求めることができる。

- 開示等請求者の氏名及び住所
- 開示等請求の趣旨及び理由
- 開示等請求をしようとする保有個人データを特定するに足りる事項
- 前3号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 開示等の求めは、本人のほか未成年者又は成年被後見人の法定代理人によって行うことができる。

3 第1項の場合において、センターは、開示等請求者に対して、当該開示等請求に係る保有個人データの本人であること(前項の規定による開示等請求にあつては、開示等請求に係る保有個人データの本人の代理人であること)を示す書類の提示、又は提出を求めることができる。

(手数料)

**第19条** この規程の規定に基づく自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る手数料は、無料とする。

2 この規程の規定に基づく自己情報の写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

## 第5章 組織及び体制

(苦情の処理)

**第20条** センターは、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、次条に規定する個人情報保護管理責任者等を苦情処理担当者として指名し、その処理に当たるものとする。

2 前項の実施に当たり、相談窓口の設置、苦情処理の手順の定め、記録台帳の作成・保存等必要な体制の整備に努めるものとする。

(個人情報保護管理責任者等)

**第21条** センターは、個人情報の適正な取扱いに関する事務を総括する者として個人情報保護管理責任者を置くものとする。個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。

2 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取扱いに関する事務を行わせることができる。

(啓発及び研修)

**第22条** センターは、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

(委任)

**第23条** この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

**附 則**（平成19年10月29日）

- 1 この規程は平成19年11月1日から施行する。
- 2 この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。



様式第1号（第14条関係）

開示請求書

平成 年 月 日

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 あて

氏名  
住所  
生年月日  
連絡先

私の個人情報について、下記のとおり開示の請求をします。

記

- 1 個人情報の件名等
- 2 開示を求める項目
  - 全部
  - 一部（項目名 ）

代理人	氏名		連絡先	( )
	住所			

様式第2号（第14条関係）

三シ発 第 号  
平成 年 月 日

開示決定通知書

開示請求人 様

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 印

年 月 日付で開示請求をいただきました、あなたの個人情報につきましては、別添のとおりですので、お知らせいたします。

様式第3号（第14条関係）

三シ発第号  
平成 年 月 日

不開示決定通知書

開示請求人 様

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 印

年 月 日付で開示請求をいただきました、あなたの個人情報につきましては、  
検討の結果、開示しないことに致しましたので、お知らせいたします。

なお、開示しない理由は、下記のとおりです。

記

様式第4号（第15条関係）

訂正等請求書

平成 年 月 日

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 あて

氏 名  
住 所  
連 絡 先

先般開示を受けた私の個人情報について、下記のとおり（訂正・追加・削除）の請求をします。

記

- 1 開示を受けた年月日 年 月 日
- 2 （訂正・追加・削除）の請求内容

開示内容	（訂正・追加・削除）の内容

様式第5号（第15条関係）

三 シ 発 第 号  
平成 年 月 日

訂 正 等 通 知 書

開示請求人 様

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 印

あなたの 年 月 日付の社団法人三郷市シルバー人材センターの保有する個人情報の訂正等請求につきましては、事実の確認の調査を行い、その結果、請求どおり（訂正・追加・削除）をすることといたしましたので、お知らせいたします。

なお、個人情報の（訂正・追加・削除）の内容は、次のとおりですので、ご確認下さい。

(訂正・追加・削除) 前	(訂正・追加・削除) 後

様式第6号（第15条関係）

三 シ 発 第 号  
平 成 年 月 日

訂 正 等 通 知 書

開示請求人 様

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 印

あなたの 年 月 日付の社団法人三郷市シルバー人材センターの保有する個人情報の訂正等請求につきましては、事実の確認の調査を行い、その結果、（訂正・追加・削除）をしないことといたしましたので、お知らせいたします。  
なお、個人情報の（訂正・追加・削除）をしない理由は、下記のとおりです。+

記

様式第7号（第16条関係）

利 用 停 止 等 請 求 書

平成 年 月 日

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 あて

氏 名

住 所

連 絡 先

先般開示を受けた私の個人情報について、下記のとおり利用停止等の請求をします。

記

1 開示を受けた年月日 年 月 日

2 利用停止等の請求内容

開示内容	利用停止等の内容

様式第8号（第16条関係）

三 シ 発 第 号  
平 成 年 月 日

利 用 停 止 等 通 知 書

開示請求人 様

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 印

あなたの 年 月 日付の社団法人三郷市シルバー人材センターの保有する個人情報の訂正等請求につきましては、事実の確認の調査を行い、その結果、請求どおり利用停止等を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、個人情報の利用停止等の内容は、次のとおりですので、ご確認下さい。

利用停止前	利用停止後



様式第9号（第16条関係）

三 シ 発 第 号  
平 成 年 月 日

利 用 停 止 等 通 知 書

開示請求人 様

社団法人三郷市シルバー人材センター理事長 印

あなたの 年 月 日付の社団法人三郷市シルバー人材センターの保有する個人情報の利用停止等請求につきましては、事実の確認の調査を行い、その結果、利用停止等をしないことといたしましたので、お知らせいたします。  
なお、個人情報の利用停止等をしない理由は、下記のとおりです。

記

## 個人情報保護方針

社団法人三郷市シルバー人材センター

当シルバー人材センターは、地域社会に開かれた高齢者の団体として地域住民及び地域諸団体等のご協力を得ながら、60歳以上の高齢者の方々が会員登録をされシルバー人材センター事業による多様な就業機会を通じ、その長い職業生活で培われた能力と豊かな人生経験を活かして活躍するとともに、活力ある地域社会づくりを目指して活動しております。

シルバー人材センター事業の実施に当たり、高齢者や発注者等の皆様の氏名、住所等の個人情報を利用させていただいておりますが、当シルバー人材センターにおいては、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるとの認識に立って、個人情報の保護に関する法律及びその他法令（以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、次の方針で個人情報の適正な取扱いに努めます。

なお、個人情報の詳細な取扱いについては、社団法人三郷市シルバー人材センター個人情報保護規程によることとします。

- 1 個人情報は、シルバー人材センター事業を実施するため、個人情報保護法に則って取り扱います。
- 2 個人データは、本人の同意なく第三者へ提供いたしません。
- 3 個人データは、利用目的の範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- 4 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行います。
- 5 保有個人データについては、本人から開示等の求めを受けた際には適切に対応します。
- 6 個人情報の取扱いに関する評価と見直しを定期的に行い、その改善に努めます。

### 【個人情報に関する相談窓口】

(社) 三郷市シルバー人材センター

住所 三郷市花和田638番地1 健康福祉会館内

電話 048-952-0866 e-mail:[misato@sjc.ne.jp](mailto:misato@sjc.ne.jp)

URL:<http://www.silver-brain.com/saitama/misato/>

※ 使用している用語の意味は、個人情報保護法における定義に準拠しています。

## 個人情報の利用目的

- 1 社団法人の正会員、特別会員、賛助会員の入会手続き及び必要な名簿作成のため
- 2 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供するため
- 3 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業を行うため
- 4 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うため
- 5 上記のほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため